

第4章 おわりに

第4章 おわりに

1-1 研究会の総括

職業能力開発促進法は、その第1条「目的」で「この法律は、職業訓練の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための・・・中略・・・施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする」と述べている。この法律を元に運営される公共職業訓練は、同法第19条に規定する訓練基準に基づかなければならない事は明白であり、訓練基準の見直しは「職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する」ための見直しでなければならない。

このため研究会は、同法第1条及び第19条、産業状況、人材育成状況等各種調査研究を念頭にあるべき姿を置き、限られた時間の中ではあったが公共職業訓練のより正確な実態把握に努めた。訓練現場の実情見聞、意見聴取結果を踏まえた研究会の討論の結果、訓練基準の改正点を見出した。

現行の職業訓練基準で規定する内容は、最低限の内容が規定されていて、訓練施設の自由裁量で柔軟な対応が可能となっている。各施設においてはこれまでと同様、地域の人材ニーズや産業ニーズ等に合わせて弾力的に内容を設定できる訓練時間（全体の約4割程度）を効果的に活用し、訓練生満足度及び就職先企業満足度の高い訓練の実施を期待したい。

1-2 所見

1 訓練施設運営

研究会での討議やアンケート調査、ヒアリング調査等の実施を通して、見直し対象分野を実施している職業能力開発施設の様々な運営実態が把握できた。訓練現場では、地域の雇用ニーズや特色を活かしたカリキュラムを組み、入校希望者がより多く集まるような工夫と、就職先企業の求める人材をいかに育成するかについて努力している状況が見られた。

公共職業能力開発施設の地域ニーズに基づく専門分野の技能習得強化や、認定職業訓練施設の職場での実践的な技能習得強化を一層期待したい。

2 訓練基準を見直す視点

研究会での討議を進めるにあたって、見直しが必要か否かの判断をするための新たな基礎研究の必要性を感じたので今後の課題として提案する。

訓練基準（別表）が訓練期間内で訓練される内容の概ね6割の内容を示すにとどまるため、訓練基準の見直しは、現状の訓練基準で不都合な点はないのか、JIS、ISO等規格と整合性はとれているのか、訓練基準外の自由裁量に任される部分なのか等、公共職業訓練を取り巻く状況からの判断が中心の議論であった。

今回の研究会は、昨年度のメカトロニクス科及び精密電子機械科で「設備の細目」の新設にあたって採用した同様の手法、系（電気電子システム系、情報システム系、電子情報制御シス

テム系、生産システム技術系)の中での科が定める教科の細目、設備の細目の比較検討を中心に議論を進めた。この手法は、それぞれの科の特徴を把握し教科目や訓練時間の妥当性、正当性を見極めやすいからである。

今年度の議論で時間を費やしたのは、パーソナルコンピュータやマイクロコンピュータの台数であった。「訓練生1人に1台」と「2人に1台」では習得度・到達度が異なるため、原則「1人に1台」の提案を行った。現状の訓練基準では機材は「2人に1台」の設定で、実習場の広さも班編成による半分の面積となっていて、「1人に1台」であれば実習場面積を拡大しなければならない。

現状では訓練生ニーズ調査や卒業生を採用した企業評価を勘案しても、習得度に大きな問題点は無く現状を可としなければならないが、アンケート調査、ヒアリング調査においても「1人に1台」が強く要望されたところである。

本来の基礎研究であれば、「1人に1台」と「2人に1台」の習得度・到達度の違いや他科目との関連性や、科としての総合的な取得度の違いを検証する必要があるのではなかろうかと考えている。企業評価も概ね良好であるが、「1人に1台」と「2人に1台」の違いを検証していないし、企業が求める能力の詳細な調査も行われていない。台数の変化による実習場の面積も同様に検証していない。昨年度の報告書でも提案したが、訓練基準の教科の細目、設備の細目で定める内容について、職業訓練指導員のノウハウや企業評価に頼るだけでなく、訓練到達に関する評価基準を得るためにも長期にわたる基礎研究(例として、法は6割の最低限の基準を定めているが6割でなければならない根拠、教科目・訓練時間と訓練到達目標との相関関係、訓練生が企業で活躍できる要因と訓練基準等々の基礎研究等)が求められる。

技術革新等の理由により、4年に一度のサイクルで訓練基準の見直しが行われる必要性はある。しかし一方、上記で述べた教科の細目(教科目、時間数)、設備の細目(面積、設備の種類、台数)、技能照査の基準の細目(訓練目標)等に係る項目について、訓練基準を判断するための「絶対的判断基準」を得るための基礎研究も一方で必要になるのではないだろうか。

1-3 謝辞

研究会は、5月の第1回から9月の第4回まで、委員の方々に集まっていただき開催された。

研究会の運営は、毎回、検討資料を準備し、研究会の席で検討や議論を重ねていく形で進め、併せて、各委員には関連のある職業能力開発施設からの情報収集や意見集約による要望の取りまとめ、検討資料の作成、詳細な見直し案の作成等にご尽力いただいた。

今回の検討結果が、今後の機械分野の職業訓練基準の見直しにおける基礎資料として、さらに訓練施設における訓練コース運営に活用されれば幸いである。

最後に、本年度の研究会に参加された委員各位、ヒアリング調査訪問、アンケート調査回答にご協力をいただいた多くの方々、また、本研究に対して貴重なご助言、ご協力を賜ったすべての皆様に、改めて心から御礼申し上げます。